

令和6年11月11日

古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル

参加者 各位

瀬戸内町長 鎌田 愛人

## 公募型プロポーザルに係る質疑回答書

古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザルに係る質疑について、下記のとおり回答します。

| No. | 質疑内容  | 回答  |
|-----|---|---|
| 1   | 基本設計のスケジュールは、基本計画第9章に示されている通り、令和6年度末まででしょうか。                      | 基本計画（30頁）に記載のとおり、令和6年度末を基本設計の工期としていますが、進捗状況に応じて変更協議を検討します。令和6年度末が困難な場合は、設計工程表（別紙第8号様式）に必要となる期間を示してください。 |
| 2   | 設計主任技術者と設計担当は同一でも可能でしょうか。   | 可能です。   |
| 3   | 校庭や体育館以外に、現在学校開放や地域開放に利用している教室はありますか。                             | 学童教室（児童クラブ）があります。   |
| 4   | 今回業務には、解体設計、仮設校舎設計、既存校舎改修設計については含むのでしょうか。                         | 既存校舎改修設計は含みます。解体設計、仮設校舎設計は含みませんが、仮設校舎（仮設給食コンテナ室等含む）の配置計画は含みます。  |
| 5   | 基本計画でお示しの配置計画はあくまで計画案で、より良い提案がある場合は別の位置で校舎や体育館の配置を提案することも可能でしょうか。 | 基本計画に掲げる問題・課題が解消され、かつ予算の範囲内に収まるものであれば、基本計画の想定外の配置を提案いただいて構いません。   |
| 6   | 敷地内・敷地周辺部の正確な高さのデータはありますか？  | 測量等は今後行うことになるため、ありません。<br>国土地理院地図等をご活用ください。   |
| 7   | 奉安殿や記念碑を敷地内で移動することは可能ですか？   | 基本計画（18頁）に記載のとおり、「可能な限り、現状のまま保存」としますが、移動が不可避な場合は、この限りではありません。   |
| 8   | 既存校舎の教室群は南面していませんが、新校舎の諸室も南向きを避ける必要はありますか？                        | 新校舎の所要室の方位指定はありません。古仁屋小学校の立地環境等を踏まえて、最適と思われるものを提案してください。  |
| 9   | 既存運動場の北側、敷地内の斜面地を造成することは可能ですか？                                    | 関係法令への適合を検討した上で、予算の範囲内に収まるものであれば提案していただ   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | いて構いません。  |
| 10 | 技術提案書作成要領 1. エ. フォントサイズについて、<br>技術提案書に使用するフォントサイズは原則 10.5 ポイントとのことですが、図表中に用いる文字のフォントサイズについてもご教示をお願いします。 | 図版中のフォントサイズの指定はありませんが、見やすさにご配慮ください。   |
| 11 | 既存建物について、高さ方向が判る資料(断面図など)がありましたらご提示をお願いします。また、14号棟、15号棟について基礎の大きさが判る図面がありましたらこちらもご提示をお願いします。            | 別途、事務取扱機関より14号棟・15号棟の設計図書を提供します。  |
| 12 | 基本計画 9p. 3. 古仁屋小学校建替の必要性について<br>「道路拡幅の検討」とありますが拡幅計画が判りましたらご教示をお願いします。                                   | 拡幅計画は未策定です。基本計画(30頁)に記載のとおり、基本設計を進める中で関係機関と調整のうえ検討することとしています。   |
| 13 | スポーツ少年団やママさんバレーなど、屋外運動場・屋内運動場の学校活動以外の活用がありましたらご教示ください。  | 屋外運動場は、サッカー・野球・ソフトボール・出発式(50人のパレード)などに活用されています。<br>屋内運動場は、バレー・バスケット・バドミントン・運動能力テストなどに活用されています。          |
| 14 | 新しく整備する職員駐車場について、必要駐車台数をご教示ください。  | 50台を整備してください。<br>なお、既存西側駐車場の駐車可能台数は、24台です。  |
| 15 | 児童の送迎は現在どの程度あるでしょうか。また、今後スクールバスの計画があればご教示ください。併せて、附属幼稚園の送迎車の台数をご教示ください。                                 | 児童の送迎は、7:30~8:15の間に10台程度あります。<br>また、附属幼稚園の送迎は、8:15~8:45の間に60台程度あります。<br>なお、スクールバスについては、現時点で運行の計画はありません。 |
| 16 | 現在の児童数が263名とありますが、1クラス当たりの児童数をご教示ください。併せて、支援学級に通う児童数もご教示ください。   | 4年生のみ33名×1学級で、他の学年は25名以内×2学級です。<br>なお、特別支援学級には8名(4名×2学級)が在籍しています。                                       |
| 17 | 現在の教職員数をご教示ください。  | 19名の教職員と、11名の町費職員(用務員2名・支援委員7名・図書司書1名・業務支援委員1名)が在職しています。  |
| 18 | 現場説明会にて、東側敷地(現屋外運動場)の活用についてご説明がありましたが、改めて   | No.5のとおりです。   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | 東側敷地の活用可能性と考慮する事項をご教示ください。   |  |
| 19 | 現地説明会で避難所バリアフリートイレとありましたが、これは災害時に避難所で使用するマンホールトイレのようなものと考えてよろしいでしょうか。                      | 基本計画（11 頁）に記載のとおり、文部科学省通知（令和 2 年 12 月 25 日付 2 文科施第 348 号）に基づくトイレです。  |
| 20 | 古仁屋小学校建替基本計画の 7 ページ敷地の安全性に土砂災害警戒区域とありますが、建物の規制はありますでしょうか。                                  | 法令制限は、基本計画（15 頁）に記載のとおりです。   |
| 21 | 1 階 2 階を校舎、3 階を体育館として高層化するのには可能でしょうか。  | 基本計画に掲げる問題・課題が解消され、かつ予算の範囲内に収まるものであれば、提案いただいております。   |
| 22 | 建設地盤の状況（ボーリングデータ等）があれば資料を頂けますでしょうか。  | ボーリング調査は今後行うことになるため、調査データはありません。<br>別途提供する 14 号棟・15 号棟の設計図書や、「かごしま地盤情報閲覧システム」<br><a href="https://kago-kengi.or.jp/map/geoMapKiyaku.php">https://kago-kengi.or.jp/map/geoMapKiyaku.php</a> を参考としてください。 |
| 23 | 古仁屋小学校建替基本計画の 8 ページにバリアフリートイレの設置とありますが、これは障害者用のトイレですか。車いす対応トイレと考えてよろしいですか、オストメイト等も必要でしょうか。 | No.19 のとおりです。  |
| 24 | 古仁屋小学校建替基本計画の 8 ページに敷地の高低差があるとありますが、校舎とグラウンドの間にスロープ等は必要でしょうか。                              | 基本計画（P8カ）に掲げる問題・課題の解消に必要と想定される場合は、ご提案ください。   |
| 25 | 古仁屋小学校建替基本計画の 11 ページに、教職員が働きやすい学校とありますが、具体的にどういった整備が必要でしょうか。休憩所の設置が具体的な解決策と考えてよろしいでしょうか。   | 御社が「学校における働き方改革」を進める上で必要と考える所要室や設備等をご提案ください。   |
| 26 | 古仁屋小学校建替基本計画の 11 ページにあります地域開放の具体的な考えや活動がありましたらご教授いただけますか。                                  | オープンスペース等を活用した家庭教育学級や伝統文化継承活動、フリーマーケット、コンサート（金管バンド）、読み聞かせなどのほか、2つの空き教室を利用した子ども教室などを想定しています。  |
| 27 | 古仁屋小学校建替基本計画の 15 ページ法令制限に関して日影規制は必要ないでしょうか。  | 日影規制は適用されます。   |
| 28 | 古仁屋小学校建替基本計画の 24 ページに  | 14 号棟と 15 号棟の間、敷地東角付近にあり   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | ありますキュービクルは現在どの位置にありますでしょうか。   | ます。(No.11のとおり)  |
| 29 | 既存校舎の工事中の利用方法をご教授頂けますか。  | 改修対象となる14号棟の1階部分及び15号棟の2階音楽室(1室)を除き、従来同様の利用を想定しています。  |
| 30 | 仮設校舎の置き場はどのあたりを想定していますでしょうか。   | 基本計画(19頁)に記載のとおり、児童の負担軽減に配慮した位置をご提案ください。  |
| 31 | 保全するのは奉安殿、松の木の周辺と考えてよろしいでしょうか。   | No.7のとおりです。   |
| 32 | 応募要領、P2、5 応募資格要件、(9):地元設計事務所との設計共同企業体について、地元設計事務所の選定方法や地元設計事務所の情報等を具体的にご明示ください。            | 瀬戸内町が提供する情報をもとに、地元設計事務所と設計共同企業体構成の交渉を行っていただきます。交渉先の選定及び実際の交渉について瀬戸内町は関与しません。<br>なお、地元設計事務所の情報は最優秀提案者へ提供することとしています。  |
| 33 | 応募要領、P4、(2) 審査について、評価方法や、評価項目、配点等についてご教示いただけますでしょうか。                                       | 一次審査では、技術提案書を対象に応募要領(7頁)に記載された課題に対する提案内容のみを評価します。<br>二次審査では、提案内容に加え、質疑応答での姿勢、業務への意欲、設計体制、設計工程、実績等も含め総合的に考慮して最優秀提案者等を選定します。<br>なお、審査委員(7名)の合議により選定することとしているため、配点は設定していません。 |
| 34 | 応募要領、P5、14 基本設計の委託:地元設計事務所との設計共同企業体として、基本設計委託料金額の提案上限が23,340,000円(税込)という認識で間違いありませんでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 35 | 応募要領、P7、1、エ:フォントサイズは10.5ポイント以上とありますが、図などに含む内容を補足するために記載する文字のフォントサイズには適用されないという理解で宜しいでしょうか。 | No.10のとおりです。  |
| 36 | 応募要領、P7、1、ケ:「任意番号」は提案者が任意で決めてよいと捉えて宜しいでしょうか。   | 構いません。  |
| 37 | 応募要領、P9、7 その他注意事項:技術提案書(別紙第5号様式)のみ、参加者の名称、   | 貴見のとおりです。<br>なお、技術提案書(別紙第5号様式)以外に   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | 所在地、電話番号など参加者が特定できる記載をしないという認識で良いでしょうか。  | 参加者が特定できる情報を記載する場合も必要最低限としてください。                            |
| 38 | 応募要領、P9、7 その他注意事項：用紙の右上に記入するプロポーザル名のフォントサイズにポイント数の指定はございますでしょうか。   | フォントサイズの指定はありませんが、見やすさにご配慮ください。                             |
| 39 | 応募要領、P17/P19/P20/P21：第5/7/8/9号内の枠については不要として印刷に問題が無い範囲で適宜調整を行っても宜しいでしょうか。   | 構いません。  |
| 40 | 実施設計業務及び監理業務の委託については随意契約で基本設計業務委託事業者に継続で委託する想定でしょうか。また、その場合、(地元設計事務所→応募資格要件のところに書いてある正式な名称に)との設計共同企業体の組織締結は継続される想定でしょうか。 | 貴見のとおりです。   |
| 41 | 基本計画、P11、3、イ：現在の小学校では地域開放は行われているのでしょうか。行われている場合、利用室をご教示いただけますでしょうか。また、具体的な活動内容を提示いただくことは可能でしょうか。                         | No.26 のとおりです。   |
| 42 | 基本計画、P18 配置計画(案)：駐車場および新駐車場の想定台数をご教示いただけますでしょうか。   | No.14 及びNo.15 のとおりです。                                       |
| 43 | 基本計画、P19 移転計画(案)：移転計画時の必要な所諸室は、P20にある「再編配置する所要室」と同等のものという認識でよいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 44 | 基本計画、P29 3：基本設計段階でのワークショップの想定回数をご提示いただくことは可能でしょうか。   | ワークショップの開催回数の想定はありません。貴提案の実現にあたり、必要となる回数を想定の上、ご提案ください。      |
| 45 | 基本計画、P30 事業スケジュール：事業スケジュールについて、基本設計の具体的な期間を開示いただくことは可能でしょうか。   | No.1 のとおりです。  |
| 46 | その他：現在の小学校で職員が利用する休憩室等はございますでしょうか。   | ありません。  |
| 47 | 技術提案書等作成要領、P9 7 エア)：紙媒体ごとの提出する枚数及び部数について、類似施設の実績の枚数に1枚×3通とあります   | 建築事務所、設計統括責任者、意匠設計主任技術者の各実績(各2件以内の実績をそれぞれ1枚にまとめて記載)を指しています。 |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | が、3 通とは何を指しますでしょうか。   |   |
| 48 | 技術提案書等作成要領、P8 5 ア：「建築士事務所及び設計統括責任者の実績について（中略）2 件以内を記入すること」とありますが、建築士事務所及び設計統括責任者それぞれ 2 件ずつ、計 4 件あげることができるという認識でよろしいでしょうか。 | 建築事務所、設計統括責任者の別に、各 2 件以内の実績をそれぞれ 1 枚にまとめて記載してください。（建築事務所と設計統括責任者の実績が同じ場合もそれぞれ様式を分けて提出してください。） |
| 49 | 配置予定技術者の体制表（別紙第 6 号様式）：統括責任者、設計主任技術者、設計担当者の設計実績について、記載可能な実績の指定等はありませんでしょうか。<br>また、設計実績は複数件記載しても差支えありませんでしょうか。             | 別紙第 6 号様式に記載する実績の指定はありません。<br>また、複数の件数を記載しても構いませんが、見やすさにご配慮ください。                              |
| 50 | 提案書様式の枠サイズは任意と考えてよいでしょうか  | 構いません。  |
| 51 | 二次ヒアリングでの模型の使用は可能でしょうか  | 不可です。   |
| 52 | 要求室に「配膳室」とあるが、給食はセンターで調理されたものが運ばれてくるでしょうか   | 貴見のとおりです。   |
| 53 | 地域コミュニティの場として一般開放を想定しているが、具体的に開放する場所の想定はあるでしょうか   | No.26 のとおりです。   |
| 54 | 既存建物の立面図や断面図はもらえるでしょうか  | No.11 のとおりです。   |
| 55 | 新駐車場の想定駐車台数はありますか。幼稚園が使用する台数  | No.14 及び No.15 のとおりです。  |
| 56 | 既存合併浄化槽の位置のわかる資料をもらえますか   | 別途、事務取扱機関より提供する 14 号棟・15 号棟の設計図書でご確認ください。   |
| 57 | 渋滞を引き起こすと言われている原因となる道路の具体的な車両動線、車両出入口、車寄せ、一般通行路などが知りたいです  | 基本計画（18 頁）の配置計画（案）に記載の「町道小勝又線」が該当します。車両動線や出入口等は、配置計画（案）でご確認ください。                              |
| 58 | 出入口を変えてもよいでしょうか   | 基本計画に掲げる問題・課題が解消され、かつ予算の範囲内に収まるものであれば、提案いただいて構いません。   |
| 59 | 残す建物の昇降口の位置はどこでしょうか   | 別途、事務取扱機関より提供する 14 号棟・15 号棟の設計図書でご確認ください。   |
| 60 | 残す建物の構造図、耐震診断結果他、残す建物に改修を施す場合の条件となる情報をい   | No.11 のとおりです。<br>なお、14 号棟・15 号棟は新耐震建築物のため   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | ただけですか   | め、耐震診断は実施していません。<br>また、改修対象は、基本計画（20 頁）に記載のとおり、14 号棟の 1 階部分及び 15 号棟の 2 階音楽室（1 室（南側））です。 |
| 61 | 「再編配置する所要室等」として挙げられた以外の既存建物内の室の配置変更は可能でしょうか                  | 「再編配置する所要室等」以外の所要室は、現状のままの配置で活用していくことを想定しています。  |
| 62 | 工事中にも学校運営を可能とするための建設範囲「東側へ集約」は絶対条件でしょうか                      | No.5 のとおりです。  |
| 63 | 「多目的スペース等の活用による、、、変化に柔軟な対応」とは具体的にどのような活用想定でしょうか（基本計画第 2 章-2） | 個別学習や習熟度別学習、グループ学習などのほか、複数学年による学習・行事等を想定しています。<br>また、短期的な教室増への対応も想定しています。               |
| 64 | 津波リスクについて、具体的な浸水高さの想定の詳細を教えてください                             | 古仁屋小学校の敷地では、津波浸水は想定されていません。   |
| 65 | 隣接する中学校、附属幼稚園との連携はありますか。また、将来さらに連携を行う想定があれば教えてください           | 現時点では連携はありませんが、将来的には幼・保・小連携や小・中連携を図りたいと考えています。  |
| 66 | 「令和 6 年度古仁屋小学校学校経営グランドデザイン」のデータの入手方法を教えてください                 | 別途、事務取扱機関より提供します。   |
| 67 | 新校舎の構造体の想定はありますか   | 基本計画（25 頁）に記載のとおり、安全性、経済性、機能性、快適性に配慮し、階数やスパン等を踏まえて適切なものをご提案ください。                        |
| 68 | 利活用する既存備品の具体例が知りたいです   | 備品の棚卸しを進める中で利活用する備品の選別を行うこととしています。  |
| 69 | 教育相談室と保健室との連携の具体例をおしえてください                                   | 不登校やいじめ、障がいのある子どもへのカウンセリングと、保健室登校などによる学習等支援があります。                                       |
| 70 | 事務支援室は外部から直接出入りできる必要はありますか                                   | 必要はありません。   |
| 71 | グラウンド側に新しく確保したい駐車場の台数（最小など）はありますか。                           | No.14 及び No.15 のとおりです。  |
| 72 | 新屋内運動場のバスケットボールコートは 2 面想定でしょうか。                              | 1 面を想定しています。  |
| 73 | そのほか、新屋内運動場で利用想定されるスポーツがありましたら教えていただきたいです。                   | バレーボール・バトミントン・ミニバスケットボールを想定しています。   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 74 | 体育の授業で町営プールを利用されていますか。   | 利用しています。  |
| 75 | 14号棟と15号棟の建物高さ、階高、天井高さなど高さ関係がわかる資料がございましたら共有いただきたいです。  | No.11のとおりです。  |
| 76 | 技術提案書について、3Dで作成したパースは使用可能でしょうか。  | 可能です。   |
| 77 | プレゼンテーション及びヒアリングについて、模型は使用可能でしょうか。   | No.51のとおりです。  |
| 78 | 既存施設について、教室棟(4-1号棟、6-1号棟、14号棟、15号棟)及び屋内運動場の断面図、もしくは高さ情報のわかる資料を共有していただけないでしょうか。測量図も含め、DXF、もしくはDWGで共有いただけると幸いです。 | No.11のとおりです。<br>なお、4-1号棟及び6-1号棟の設計図書は、別途、事務取扱機関より耐力度調査の図面を提供します。<br>また、測量図のCADデータ(JWW形式)は、古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザルのホームページで提供していますが、他の設計図書等のCADデータはありません。 |
| 79 | 既存施設の「コンテナ室、観察池、創立百周年記念碑、運動場のトイレ、運動場の倉庫」について、移設もしくは撤去予定など方針等あればご教示いただきたいです。                                    | コンテナ室は、解体後、新設します。<br>観察池は、必要に応じて移設若しくは撤去が可能です。<br>運動場のトイレと倉庫、創立百周年記念碑は、既存施設を引き続き活用します。  |
| 80 | 屋内運動場跡地に整備予定の新駐車場について、想定されている必要駐車台数(職員用と送迎車用の内訳も含む)があればご教示いただきたいです。  | No.14及びNo.15のとおりです。   |
| 81 | 現地説明会にて、仮設校舎の設計は基本計画に含まないとのことでしたが、仮設校舎の配置計画、規模、動線計画、及び供用期間については技術提案に含むという理解でよろしかったでしょうか。                       | 仮設校舎の設計は基本計画に含みませんが、仮設校舎の配置計画、規模、動線計画及び供用期間等は技術提案に含めてください。  |
| 82 | エレベーターについて、既存校舎(14号棟及び15号棟)への設置の有無を伺いたたいです。  | 基本計画(20頁)に記載とおり、エレベーターは新校舎へ設置することを想定しています。また、同(23頁)に記載のとおり、校内の各所要室に車いすで移動できることとしています。   |
| 83 | 本敷地に隣接する町民プールの利用状況について、町民プールの利用者想定(小学生と幼稚園生のみ、もしくは瀬戸内町町民全員)と運営時期などをご教示いただきたいです。                                | 5月から9月にかけて、児童と園児が授業や水泳教室で延べ3,060人利用しています。(令和5年度実績)<br>一般町民の利用は少ないです。  |



|    |   |   |
|----|---|---|
| 84 | <p>プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法及び留意事項において、</p> <p>ク 発表時に、企業名、個人名が判別される服装、言動等をしてはならないとありますが、冒頭の自己紹介を禁ずるといふことでしょうか。もしそうである場合、対面のプレゼンテーションにおいて自己紹介が禁ぜられる理由をご教示いただけませんか。</p>   | <p>委員の先入観を極力排除する観点から、「企業名や個人名が判別される服装、言動等」を禁じています。</p> <p>企業名や個人名が判別されない範囲であれば自己紹介していただいて構いません。</p> <p>Ex.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで〇年間、建築設計に従事してきました。</li> <li>・ 建築家と〇〇の専門家が連携して本プロジェクトに従事します。 など</li> </ul> |
| 85 | <p>質問 84 と関連しますが、プレゼンテーション時には業務体制や方針については説明が不要と捉えてよろしいでしょうか。</p>  | <p>業務体制や方針の説明の要否は定めていません。業務体制や方針について説明する場合も企業名や個人名が判別されないようにしてください。</p>   |
| 86 | <p>本プロポーザル、設計業務の範囲について、</p> <p>1. 既存校舎の改築範囲は 14 号棟の 1 階部分、15 号棟の 2 階音楽室のみとし、そのほかの箇所は既存維持と理解してよろしいでしょうか。その場合、既存棟のバリアフリー対応は改修範囲のみという考え方でよろしかったでしょうか。</p> <p>2. 新校舎及び新屋内運動場に関連する外構工事範囲について具体的な想定エリアはございますでしょうか。</p> <p>3. 既存南側駐車場については既存維持と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>屋外運動場については既存維持と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>貴見のとおりです。なお、基本計画（23 頁）に記載のとおり、エレベーターにより校内の各所要室に車いすで移動できる計画としてください。</p> <p>ありません。配置計画等と併せてご提案ください。</p> <p>No.5 のとおりです。</p>  |
| 87 | <p>キュービクルの新設の計画が見受けられますが、既存校舎と新校舎における設備計画は統合する、もしくは別々での計画を想定されていますでしょうか。</p> <p>4. 既存校舎は部分的な改修のみ見込まれているため、質問 88 と関連しますが、学校全体の設備計画に関するご想定がありましたらご教示ください。</p>   | <p>設備計画の統合、若しくは別々いずれの想定もありません。本プロジェクトにおいて最適と思量されるものをご提案ください。</p>  |
| 88 | <p>ご提供いただいている資料内では機械室やピットの配置、また各設備仕様等の情報が見受けられませんが、ご教示いただけますでしょうか。</p>  | <p>基本計画（25・26 頁）記載の設備計画を参考に、本プロジェクトにおいて最適と思量されるものをご提案ください。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 89 | 新校舎と既存校舎の上階における接続の検討は不要でしょうか。   | 基本計画(23頁)に記載のとおり、エレベーターにより校内の各所要室に車いすで移動できる計画としてください。  |
| 90 | 現状の各学年のクラス数と、1クラス数あたりの児童数をご教示いただけますでしょうか。   | No.16のとおりです。   |
| 91 | 新校舎における再編配置する所要室のリストに各室の面積の記載がございませんが、想定面積はございますでしょうか。  | 基本理念・基本方針等を踏まえ、最適と思量される所要室規模をご提案ください。  |
| 92 | 必要な駐車場+駐輪場の台数はありますか。  | 駐車場は、No.14及びNo.15のとおりです。駐輪場の想定はありません。  |
| 93 | 地盤調査の資料はありますか。  | No.22のとおりです。   |
| 94 | 給食について、各教室で食べると考えれば良いでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 95 | 技術提案書(第5号様式)はA3片面利用で、2枚以内で作成するという理解で良いでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 96 | 第6号~第9号はA3片面利用でそれぞれ1枚以内で作成するという理解で良いでしょうか。  | 貴見のとおりです。<br>なお、別紙第9号様式は、建築事務所、設計統括責任者、意匠設計主任技術者の別に、各2件以内の実績を1枚にまとめてください。(作成枚数は計3枚となります。)  |
| 97 | 基本計画 第5章1ア<br>新校舎及び14号棟1F、15号棟2Fの音楽室を指定された所要室にする場合、残った既存棟の部屋はどのように使いますか 機能はそのままでしょうか。   | 現在と同じ使い方を継続することを想定しています。   |
| 98 | 基本計画 第5章1ア<br>解体する、教室棟のパソコン室・外国語教室などの機能はもう必要ないということでしょうか。   | 必要ありません。   |
| 99 | 基本計画 第5章1・2<br>1の試算には新校舎14号棟及15号棟の一部の改修も12億円の予算に含まれていますが、2の試算結果まとめ「なお、このほか、解体・造成・建築に係る設計費用、建替対象校舎等の解体費用、既存校舎(14号棟及び15号棟)の改修費用、仮移転費用、什器備品等整備費用などが必要になります。」に既存校舎の改修費用が書かれていますが、含ま | 既存校舎(14号棟及び15号棟)の一部改修費用は、12億円の予算に含まれます。基本計画(28頁)の「2.概算事業費の試算結果まとめ」のなお書き以降は、「なお、このほか、解体・造成・建築に係る設計費用、建替対象校舎等の解体費用、仮移転費用、什器備品等整備費用などが必要になります。」に訂正してください。<br>新築・改修・外構の配分割合はありません。 |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | <p>れるか否か教えてください。</p> <p>また、この計算では、建築(新築)、建築(14, 15 一部改修)、外構の割合や計算方法が不明です。</p> <p>どのような割合でお見込みか、それぞれ計算お見込みの面積・平米単価とともに教えて欲しいです。</p>    | <p>12 億円の予算内で計画ください。</p>   |
| 100 | <p>技術提案書等作成要領 2</p> <p>配置予定技術者の重複は可能でしょうか。</p>  | <p>可能です。</p>   |
| 101 | <p>基本計画 第 3 章 1・2</p> <p>一クラス何人を想定していますか。</p> <p>また、教室の面積は通常の規格で設定してしまってもよろしいでしょうか。</p> <p>人数に合わせた大きさにする必要がありますでしょうか。</p>             | <p>各学年とも 1 学級あたり 5 名の特別支援学級児童の交流学習による席確保を見込み、1・2 年生は 35 名、3 年生以上は 40 名を想定しています。</p> <p>基本理念・基本方針等を踏まえ、最適と思量される教室の規模をご提案ください。</p> |
| 102 | <p>第 4 章 3、配置計画(案)の考え方③に、「新校舎及び新屋内運動場の建設が可能な敷地が十分に確保できない場合は、複層化または複合化を検討します。」と記載ありますが、校舎の上に体育館を載せる、または体育館の上に校舎を載せる、といった意味合いでしょうか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p>   |
| 103 | <p>第 4 章 3、配置計画(案)の考え方⑦に、「奉安殿や記念碑、樹木等は、可能な限り、現状のまま保存」と記載ありますが、記念碑、樹木の位置と大きさと樹種を教えてください。</p>   | <p>別途、事務取扱機関より測量図を提供します。</p>   |
| 104 | <p>第 8 章 4、既存備品等の利活用、に、「可能な限り、既存の備品等を利活用する」と記載ありますが、活用できそうな備品のリストを写真付きで欲しいです。</p>   | <p>No.68 のとおりです。</p>   |
| 105 | <p>予定がつかず、現地説明会に参加できませんでした。</p> <p>14, 15 号棟(既存校舎)の室内の写真が欲しいです。</p> <p>図面も欲しいです。(平面図、断面図、展開図、設備図、構造</p>                               | <p>別途、事務取扱機関より既存校舎の室内写真を提供します。</p> <p>No.11 のとおりです。</p>  |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 106 | <p>第7章 1、概算事業費<br/>「一部改修」と記載ありますが、14,15号棟の一部とは、どの部分をどの程度(規模面積、部位)想定されて「一部」と記載されているか、不明です。<br/>どのような想定をしているか(屋根防水やり替え、外壁塗り替えなども含む?、内装のみとすればどの範囲?面積、設備も更新したい?)、教えてほしいです。</p>   | <p>基本計画(20頁)に記載のとおり、改修の対象は14号棟の1階部分及び15号棟の2階音楽室(1室(南側))です。<br/>改修内容は、想定する用途に応じてご提案ください。</p> |
| 107 | <p>第4章 2敷地、に、<br/>「敷地のほとんどが「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(以下、「土砂災害防止法」という。)に規定する土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されていますが、古仁屋地区内ではこの敷地に代わる十分な広さの敷地確保が困難な状況です。<br/>このため、建物構造に配慮する等、安全性の確保を前提に、現在の敷地の範囲内で建替えることとします。」と記載がありますが、北側の斜面は「がけ」に該当しないかどうか、教えてください。(こちらでは、北側の山の角度を写真から目視で確認できません)</p> <p>以下、補足。<br/>建築基準法施行条例(昭和46年鹿児島県条例第33号)<br/>(がけに近接する建築物)<br/>第3条建築物が高さ2メートルをこえるがけに近接する場合は、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。<br/>「がけ」の定義(「がけに近接して建築する建築物の取扱要領」第2)<br/>「がけ」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなし、かつ、その高さが2メートルを超える土地をいう。<br/>ですが、北側の斜面は、ここでいうところの「がけ」に該当しないかどうか、教えてください</p> | <p>北側に14・15号棟が建設されているため、建築基準法施行条例(昭和46年鹿児島県条例第33号)が規定する「がけ」による建築制限の適用を受けないものと考えています。</p>    |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | さい。   |  |
| 108 | <p>第4章 2敷地、に、<br/>「敷地のほとんどが「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(以下、「土砂災害防止法」という。)に規定する土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されていますが、古仁屋地区内ではこの敷地に代わる十分な広さの敷地確保が困難な状況です。このため、建物構造に配慮する等、安全性の確保を前提に、現在の敷地の範囲内で建替えることとします。」<br/>と記載がありますが、<br/>北側の山の頂上に、広大なメガソーラーが出来てしまっています。その建設は近年のことと思われませんが、ただでさえ土砂災害警戒区域であるにも関わらず、災害リスクを増大する要因になる可能性があるメガソーラー(山の樹木を大量に伐採し、地肌が露出)を、学校地区の直上に建設するということを規制できなくなったのでしょうか。また、それは今後も規制されないお考えでしょうか。できれば経緯も含め教えて欲しいです。</p> | <p>基本計画(15頁)に記載のとおり、古仁屋地区内ではこの敷地に代わる十分な広さの敷地確保が困難な状況です。<br/>このため、メガソーラーの規制の如何やその経緯とは関係なく、本敷地内での建替をご提案ください。</p> |
| 109 | <p>基本計画において、新校舎及び新屋内運動場の配置案として、解体される予定の既存校舎(4-1号棟・6-1号棟・6-2号棟)の位置にまとめる方針が示されておりますが、継続利用される既存校舎(14号棟・15号棟)との往来や敷地外からの動線などに支障がなく、総合的な判断によって、既存運動場(グラウンド)のレベルなど、基本計画とは異なる配置案をご提案することは可能でしょうか。</p>  | <p>No.5のとおりです。</p>   |
| 110 | <p>基本計画で、計画面積の上限値が示されておりますが、計画面積の下限値がございましたらご教示ください。</p>  | <p>計画面積の下限値はありませんが、事業費縮減の観点から、可能な限りコンパクトなものをご提案ください。</p>   |
| 111 | <p>教職員の人数及び職員室の必要座席数・事務室の必要座席数をご教示いただけますでしょうか。</p>  | <p>職員室の必要座席数は22席です。また、事務室座席数は1席です。</p>   |
| 112 | <p>基本計画では、新校舎に配置予定の普通教室は6室ですが、新校舎が供用開始された際の</p>   | <p>少子化の進行による将来的な1学年1クラスを見据えています。(新校舎の供用開始時</p>   |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | 各学年のクラス構成は、1 学年 1 クラスと考えてよろしいでしょうか。   | は 1 学年 2 クラスを想定しています。)   |
| 113 | 基本計画では、既存校舎（14 号棟）の 1 階部分および既存校舎（15 号棟）の 2 階音楽室 1 室を所要室の再編配置場所として継続活用することを想定されておりますが、例えば既存校舎（14 号棟）の 2・3 階や既存校舎（15 号棟）の 2 階音楽室以外の室はどのように活用されるか想定がございましたらご教示ください。                                      | No.97 のとおりです。  |
| 114 | 基本計画第 5 章 1ーア 「再編配置する所要室等」の表中に図書室・図工室・理科室・特別支援教室等の記載がございません。当該諸室については、既存の位置にて継続的に使用される想定でしょうか。あるいは、当該諸室は、機能として不要ということでしょうか。   | 図書室・図工室・理科室・特別支援教室等は既存校舎（15 号棟）に配置されています。（古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザルのホームページに掲載の参考資料（平面図（施設台帳））をご確認ください。）                            |
| 115 | No.113, 114 に関連して、仮に、14 号棟の 1 階部分および 15 号棟の 2 階音楽室以外の室を新校舎供用開始以降活用されない場合、土地の利活用を考えると音楽室を 14 号棟あるいは新校舎に配置した上で、15 号棟を解体し、空いた空地进行有効に活用するというようなことも考えられると思いますが、将来的な 14 号棟・15 号棟の在り方について、想定がございましたらご教示ください。 | No.97 のとおりです。  |
| 116 | 既存インフラの情報をご教示いただけますでしょうか。（上下水・電気・ガスなど）  | 上水道は町の水道事業により供給しています。<br>また、汚水処理は合併処理浄化槽です。<br>その他、電気は九州電力、ガスはプロパンガス事業者より供給されています。   |
| 117 | 電気設備・情報設備・給排水設備・衛生設備・空調換気設備等で継続利用される既存設備はございますでしょうか。  | 基本計画（24 頁）に記載のとおり、老朽化が著しいキュービクルは建替に併せて更新予定、合併処理浄化槽は新校舎及び新屋内運動場と干渉する場合は新設（移設）を予定しています。<br>その他の設備は、今後、棚卸しを進める中で利活用の方向性を検討していきます。 |
| 118 | 基本計画における構造計画の条件を満たした上で、RC 造・S 造・木造等の構造形式については、自由提案と考えてよろしいでしょうか。  | No.67 のとおりです。  |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     | か。  |   |
| 119 | 類似施設の実績（設計の概要）（別紙第9号様式 A-3 判横）について、提出する資料のうち、紙媒体の枚数に1枚×3通と記載がございますが、3通というのは、1通目：建築士事務所の実績 2通目：設計統括責任者の実績 3通目：意匠設計主任技術者の実績という解釈で、類似施設の実績（別紙第9号様式）の合計提出枚数としてはA3横6枚になるという理解でよろしいでしょうか。 | 保有資格（統括設計専攻建築士・登録建築家）を実績の記載に代える場合を除き、建築事務所、設計統括責任者、意匠設計主任技術者の実績（各2件以内）をそれぞれ第9号様式1枚にまとめてください。（作成枚数は3枚（提出枚数は6枚（3枚×2部））となります。） |
| 120 | 類似施設の実績（設計の概要）（別紙第9号様式 A-3 判横）について、第2号様式に記載した実績以外を記載する場合、設計実績（施設名・発注者名・設計期間・延べ面積）を確認できる書類の添付は不要でしょうか。   | 不要です。   |
| 121 | 基本計画における事業スケジュールでは基本設計期間が令和6年度1月～令和6年度3月までと読み取れますが、プロポーザルの審査結果通知予定が1月末ですので、実質2か月程度で本業務の成果品をまとめる必要があると捉えてよろしいでしょうか。設計工程表（別紙第8号様式 A-3 判横）の検討・作成に際して、具体的な業務期間をご教示いただけますと幸いです。          | No.1のとおりです。   |
| 123 | 第6号様式（2）設計所要日数等 ①基本設計所要日数は、担当者ごとの想定所要日数の合計でしょうか。あるいは業務にかかる想定日数でしょうか。業務内容や設計期間中の協議・打合せにより、日数が変動することも考えられますが、あくまで想定を記載すればよろしいでしょうか。   | 業務にかかる日数を記載してください。想定で構いません。   |
| 124 | 応募要領 4 設計対象施設概要（3）主な設計内容 ア建築本体工事 イ機械設備工事 ウ電気設備工事 エ外構工事 の4項目が挙げられておりますが、仮設校舎の計画および解体設計は業務対象外と考えてよろしいでしょうか。   | No.4のとおりです。   |
| 125 | 本業務の業務委託仕様書がございましたら、共有いただくことは可能でしょうか。   | 現時点で提供できる業務委託仕様書はありません。   |
| 126 | 敷地内の地盤状態に関してボーリング資料   | No.22のとおりです。  |

|     |  |                               |
|-----|--|-------------------------------|
|     | などをいただくことは可能でしょうか。   |                               |
| 127 | 屋内運動場での競技（バレー・バスケット・バドミントン等）はどの程度のものを想定していますでしょうか。また、アリーナの最低必要な広さをお示しください。 | No.72 及びNo.73 のとおりです。         |
| 128 | 工程計画によっては屋内運動場、校舎の同時施工も可能でしょうか。  | 可能です。                         |
| 129 | 基本方針より放課後や休日の学校開放となっていますが、具体的な開放方法、頻度などはございますか。                            | No.26 のとおりです。                 |
| 130 | 屋内運動場は古仁屋中学校地区における指定緊急避難所及び指定避難所となっていますが何人程度の収容を見込んでいますでしょうか。              | 既存屋内運動場の収容可能人員は、166 名となっています。 |